

令和7年度あおり人財確保推進事業運営業務に係る 企画提案募集要項

この要項は、青森県が令和7年度あおり人財確保推進事業運営業務を実施するにあたり、事業者から企画提案を募集し、最も優れた企画提案を行った事業者を委託先候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

青森県が、県内における求人事業所と求職者を一体的に支援し、県内事業所における人材確保と雇用の安定を図ることを目的として開設した「あおり人財確保推進センター」に、「人財確保推進コーディネーター」を配置して、県内事業者に対し、採用方法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着管理など人材確保に関する相談に応じるとともに、必要に応じて企業訪問等による課題抽出や助言、県の人材確保等に関する専門家派遣制度をはじめ関係機関等の各種支援施策の活用を促し、県内事業所の人材確保力の向上を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度あおり人財確保推進事業運営業務

(2) 業務の内容

「別紙 企画提案仕様書」のとおり

3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託料の上限額

7,989千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

5 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有しており、本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有し、発注者と十分な意思疎通がとれること。
- (2) 当該業務について適正な経理執行体制を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること）。
- (3) 本業務の公益性を十分に理解している事業者・団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていない者であること。

- (6) 県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- (8) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

6 企画提案の事項

(1) 実施体制

人財確保推進コーディネーター及びその他スタッフの配置予定者・選定理由

(2) 相談窓口の設置

ア 相談対応のポイント

イ 企業の人材確保等に対する個別支援の事例（サンプル）：3社分

※ 人材確保等に向けた課題整理を行い、解決に向けた助言内容をまとめたもの。架空の企業の事例か実在企業の事例かは問わない。

(3) 相談対応ツールの整備

相談対応マニュアルの内容（記載項目やイメージ等）

(4) 事業の周知（広報・情報発信）

ア ホームページの構成やトップページのイメージ

イ チラシ及びホームページ以外の周知方法

(5) 人財確保推進施策ガイドの作成・配布

人財確保推進施策ガイドの内容（記載項目やイメージ、作成方法等）

(6) 類似業務実施の実績

(7) その他特記事項（任意）

業務遂行にあたっての創意工夫やアピールポイント等

7 応募方法

応募する者は、下記の提出書類を期限までに所定の方法で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式1及び付表）

イ 企画提案書

日本産業規格A4判（縦横自由）、片面印刷20ページ以内（表紙及び目次を含まず）、表紙を付けページの通し番号を付すること。また、表紙には提案者の名称を記載すること。

ウ 経費積算書（様式2）

委託料の上限額以内で見積もり、積算内訳（単価、数量）も記載すること。

エ 提案者に関する資料

○ 提案者の概要（会社案内や組織体制等）

○ 会社は商業登記簿の写し、各種法人は登記簿の写し

○ 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容がわかるもの

オ その他企画提案を説明するのに必要な書類等

(2) 提出期限

企画提案書等 令和7年3月24日(月) 17時必着

(3) 提出部数

企画提案書等 5部(正本1部、副本4部)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

メールやFAXによる提出は認めない。

(5) 提出先

下記の「12 問合せ・応募書類提出先」へ提出すること。

(6) 留意事項

ア 提案は1者につき1提案とする。

イ 提出された企画提案書は、委託先選定の審査にのみ使用する。

ウ 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書の提出後にその内容を変更することはできない。

オ 提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

カ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

9 審査方法

提出された応募書類により審査を行う。

なお、プレゼンテーションは必要に応じて実施することとし、実施する場合は、別途、開催日時、場所及び時間を企画提案者に個別に連絡する。

[審査項目]

ア 経費の妥当性

経費の積算は適切か。

イ 実施体制

事業の趣旨を理解した配置予定者を選定しているか。

ウ 相談対応

事業を確実かつ的確に運営できる相談対応力を有しているか。

エ 事業の周知等

周知方法は効果的な内容となっているか。

事業の趣旨を理解した「人財確保推進施策ガイド」の内容となっているか。

オ これまでの実績や創意工夫

類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

効率的・効果的に実施するための創意工夫がなされているか。

10 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。

イ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づいて締結する。

ウ 本業務により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

(3) その他留意事項

本企画提案は、令和7年度予算が成立しない場合は中止とするが、この場合においても当該応募に係る経費については、一切補償しない。

1 1 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和7年3月14日（金）17時必着

(2) 質問方法

質問書（様式3）に記入の上、下記の「1 2 問合せ・応募書類提出先」あて、電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答する。

1 2 問合せ・応募書類提出先

あおもり人財確保推進センター

(青森県こども家庭部若者定着還流促進課県内定着促進グループ)

住 所：〒030-0803

青森市安方1丁目1番40号 青森県観光物産館アスパム7階

電 話：017-775-7075

E-mail：wakamono@pref.aomori.lg.jp